

点検商法にご注意ください



業者が「無料点検してあげる」と言って、住宅などの点検をした後、高額な契約を勧める商法を点検商法といいます。

【事例】

近所で屋根の塗装をしているという業者が来て「お宅の屋根が浮いているので気になるから無料で点検してあげる」と言わされた。点検後に作業員から撮影した写真を見せられて、このままでは雨漏りするので工事をした方がいいと言われた。50年以上前に建てた家なので不安になり約100万円の屋根の補修と塗装工事を契約した。知人の工務店に相談したら高額すぎるとと言われたので解約したい。

【トラブルにあわないために】

訪問販売の点検商法は、住宅の補修工事の他に、羽毛布団の点検に来た業者から布団の仕立て直しや寝具、押入れ用除湿剤を勧められるケースなどもあります。

【クーリング・オフ(無条件解約)の利用】

訪問販売の場合は、契約内容が書かれた契約書などの書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。解約の理由は必要なく、商品を受け取った後やサービス提供後であっても解約できます。

ハガキなどの書面で通知し、発信記録を残すためにコピーをとって特定記録郵便で出しましょう。

チー坊の わん!ポイントアドバイス

点検商法は、「無料」と言って、点検した後、高額な契約を勧めるワン！
訪問販売は、契約書などを受け取ってから8日間は、クーリング・オフができるワン！

